

EUにおける原子力の利用と安全性

植月 献二

【目次】

はじめに

I EUにおける原子力利用の枠組み

1 欧州原子力共同体 (EURATOM)

2 第7次枠組計画

II 原子力発電に関する状況

III 原子力の安全性確保

1 EUと原子力の安全性確保に関する国際条約

2 原子力の安全性確保に関する法制度の紹介

3 原子力安全関連団体

IV 原子力安全性確保枠組指令

V 放射性廃棄物の処理

おわりに

翻訳：「原子力施設の廃止措置並びに使用済燃料及び放射性廃棄物のための財源管理に関する2006年10月24日の欧州委員会勧告(2006/851/Euratom)」(抄)

はじめに

本稿では、欧州連合(EU)における平和的な原子力利用における安全性の問題をとりあげる。まず、第I章ではEUにおける原子力利用の政策的な枠組みについて紹介する。次章以降は、原子力エネルギー利用の対象を原子力発電

に絞ることとし、第II章では、EUにおける原子力発電の状況を概観する。第III章では、原子力の安全性確保に関するEUにおける法制度について紹介し、第IV章では、2009年に公布された原子力施設の安全性確保のための枠組指令^(注1)の内容を紹介する。第V章では、原子力発電を行う国において、いずれも大きな懸案あるいは課題として認識されている放射性廃棄物の問題についてEUの法制度の動向に触れ、本稿末尾に欧州委員会勧告として出された「原子力施設の廃止措置並びに使用済燃料及び放射性廃棄物のための財源管理に関する2006年10月24日の欧州委員会勧告(2006/851/Euratom)」^(注2)を参考までに訳出する。

I EUにおける原子力利用の枠組み

1 欧州原子力共同体 (EURATOM)

EUにおける原子力の利用は1957年に締結された「欧州原子力共同体(EURATOM)設立条約」^(注3)(以下「EURATOM設立条約」)にその基礎をおいている。

EURATOM設立条約は、既存のエネルギー資源不足への対処の有効な手段として原子力産業の発展を目指し、原子力の平和利用を目的と

(1) “Council Directive 2009/71/Euratom of 25 June 2009 establishing a Community framework for the nuclear safety of nuclear installations,” *Official Journal of the European Union*, L172, 2.7.2009, pp.18-22.

<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:172:0018:0022:EN:PDF>> 以下、インターネット情報はすべて2010年3月17日現在である。

(2) “Commission Recommendation of 24 October 2006 on the management of financial resources for the decommissioning of nuclear installations, spent fuel and radioactive waste (2006/851/Euratom),” *Official Journal of the European Union*, L330, 28.11.2006, pp.31-35.

<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2006:330:0031:0035:EN:PDF>>

(3) Treaty establishing the European Atomic Energy Community: 「欧州原子力共同体設立条約」は1957年に発効した。欧州原子力共同体は、EURATOM又はEAECと表記されている。

<<http://eur-lex.europa.eu/en/treaties/dat/12006A/12006A.html>>

した協力を推進しようとするものである。具体的には、原子力利用の領域における、研究、共通安全基準の策定、公衆の保護、適切かつ公平な原料及び燃料の供給、核物質の平和的利用の監視、外国及び国際機関との協力などを行う。

1957年3月25日、ローマ条約のひとつとして EURATOM 設立条約は、欧州経済共同体 (EEC) 設立条約とともに独仏伊ベネルクス3国の6か国によって調印され、1958年1月1日に発効したが、1967年のブリュッセル条約の発効により EURATOM の運営機関が EEC 及び欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) とともに欧州共同体 (EC) へと統合され、1993年には EU の3つの柱構造の第1の柱^(注4)として吸収された。各国の EU への加盟に際しては、これへの加盟が条件とされているが、原子力利用の選択は各構成国に任されている。EURATOM は法人格をもっているので条約を締結することが可能である。

EU の各構成国が核燃料及びその鉱石資源を公平に入手することが可能となるよう、EURATOM 設立条約の規定第6章により、閣僚理事会は、特定の利用者の特権を認めず、その資源管理のために法人格を有する「Euratom 供給庁 (ESA)」^(注5)を欧州委員会の管轄の下に1960年に設立している。各構成国は、核燃料資源の生産や取引において ESA の監視を受け、また、年次報告書の欧州委員会への送付が義務

付けられている。

2 第7次枠組計画

EU は、研究・技術開発・実証活動に関する欧州共同体第7次枠組計画(2007年～2013年)^(注6)を策定しているが、EURATOM においては、これとは別に、2006年12月に対象期間が2007年～2011年の「原子力の研究・研修活動に関する欧州原子力共同体 (Euratom) 第7次枠組計画 (2007年～2011年)」^(注7)を閣僚理事会において決定している。これは、研究計画の期間が5年を超えることを、EURATOM 設立条約第7条第2項で禁じているためである。

EURATOM で実施される活動は、各構成国が原子力エネルギー分野で実施する施策を補完するという性質のものである。この第7次枠組計画の目的は、原子力エネルギー分野で研究を推進し、技術情報を発信することによって、各構成国の生活の向上とそのための各国間協力を改善することであるが、これは具体的に2つのプログラムからなっている。

第1のプログラムは次の2分野からなる。

ひとつ目の分野は核融合エネルギー研究である。EU は核融合エネルギーを、安全で持続可能性があり、環境保全及び経済性に優れたエネルギー源としてその技術開発を行うとしている。

核融合反応を用いる技術は、国際熱核融合実験炉 ITER 開発^(注8)として進められており、クリー

(4) 3つの柱とは、第1の柱：欧州共同体 (EC)、欧州原子力共同体 (EURATOM)、第2の柱：共通外交及び安全保障政策 (CFSP)、第3の柱：警察及び刑事事項における司法協力 (PJCC) である。

(5) ESA : Euratom Supply Agency は閣僚理事会決定 (2008/114/EC, Euratom) によって設立された。

<http://europa.eu/legislation_summaries/energy/nuclear_energy/127052_en.htm>

(6) Decision No 1982/2006/EC of the European Parliament and of the Council of 18 December 2006 concerning the Seventh Framework Programme of the European Community for research, technological development and demonstration activities (2007-2013).

(7) “Council Decision 2006/970/Euratom of 18 December 2006 concerning the Seventh Framework Programme of the European Atomic Energy Community (Euratom) for nuclear research and training activities (2007 to 2011),” *Official Journal of the European Union*, L400, 30.12.2006, pp.60-85.

<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2006:400:0060:0085:EN:PDF>>

(8) ITER Organization. <<http://www.iter.org/>>

ンかつ無限のエネルギー源であるとしてこれに期待がかかっている。現在、実験炉の構築を目指すことに力点が置かれ、この領域の4年間の研究費予算の上限として19億4700万ユーロが規定された。

もうひとつの分野は、核分裂エネルギーと放射線からの防護である。これは、産業及び医療分野で、核分裂及びその他の放射線を利用するに際し、特に安全性、資源の効果的活用及び経済性改善を目的としている。なお、ここでいう放射線は、電離性を有する高いエネルギーを持った電離放射線（以下「放射線」）のことをいうが、その量や強度により生物に放射線障害を起こすおそれがあるゆえに、これらから生体を防御する必要があるものである。

核分裂エネルギーと放射線からの防護については、寿命の長い放射性廃棄物の管理向上の現実的な開発を加速するための適切な科学技術基盤を確立すること、そして、とりわけ、安全管理能力の強化、原子力エネルギー資源の費用効率を改善することを目的とするとしており、この領域の4年間の必要経費として2億8700万ユーロが上限として規定されている。

一方、これを実施するために、共同研究センター（Joint Research Centre: JRC）によって行われる具体的計画に関する閣僚理事会決定も採択された。^(注9)これが第2のプログラムであり、2007年から2011年の4年間に射程においた計画である。

核分裂と放射線防護に係る共同研究センターの研究活動は、次の3つに焦点が当てられてい

る。①核燃料廃棄物の管理及び環境への影響、②核燃料サイクルや原子炉の安全性確保、第4世代国際フォーラム R & D 事業への貢献、③核の不拡散・安全保障。これらの活動の必要経費には、5億1700万ユーロが上限として規定された。

以上、この章においては、EUにおける原子力利用の政策的枠組みについてその概要を述べた。核融合エネルギーの利用は、まだ実験段階であって実用炉の建設にいたっておらず、それゆえ、この領域に関する法規制などは存在していない。したがって、次章以降においては、実際の利用が行われている核分裂や放射線エネルギーに絞って、中でも原子力発電を対象に考察することとしたい。

II 原子力発電に関する状況

本章では、EUにおける原子力発電の利用状況に関して述べる。

EUの2008年現在の電力総生産における原子力発電の割合は約3分の1であり、エネルギー消費全体の割合では、その15%に相当し^(注10)ている。

EUは、地球温暖化による世界の平均気温の上昇を産業革命前の水準と比べて摂氏2度を超えないようにすることが不可欠であるとしている。その理由は、これを超えると地球気候に取り返しのつかない壊滅的な変化が生じる可能性^(注11)があるという認識からである。

(9) “Council Decision 2006/977/Euratom of 19 December 2006 concerning the Specific Programme to be carried out by means of direct actions by the Joint Research Centre implementing the Seventh Framework Programme of the European Atomic Energy Community (Euratom) for nuclear research and training activities (2007 to 2011),” *Official Journal of the European Union*, L400, 30.12.2006, pp.434-454.

<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2006:400:0434:0454:EN:PDF>>

(10) European Commission, “Nuclear Energy,” Summaries of Legislation.

<http://europa.eu/legislation_summaries/energy/nuclear_energy/index_en.htm>

これへの対策として、EUは2009年に、地球温暖化ガスの排出量を2020年までに1990年比で20%削減する決定を採択し、総エネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの利用率を、2020年までに、1990年比で、20%までに高めるという指令などを策定している。

2009年12月にコペンハーゲンで開催された国連気候変動枠組条約の締約国会議では、2012年までの温室効果ガスの削減目標を定めた京都議定書の次の段階である2013年以降の気候変動対策を決定し、各国の同意を求めるはずであった。しかし、その結果は、予定会期の最終日である12月18日に行われた米国、中国、インド等を含む主要20数か国の非公式首脳会合で合意した内容に留意するというにとどまり、効果的な方策が決定されるには至らなかったという状況ではある。しかし、実際、可能な限り、エネルギー消費を抑え、再生可能エネルギーの利用を増やすとしても、エネルギーを大量に消費する産業などを含めて、すぐに再生可能エネルギーのみで賄うことは多くの国にとっては困難である。それゆえ、EU各国としても大規模で安定的、安全かつ効率的なエネルギーを求めている。

前述したEUの第7次枠組計画では、原子力発電を、安全性確保と経済性担保を目指すことで、原発運転時にCO₂を排出しない一定の電力基盤を確保できる最も重要なエネルギー資

源として位置づけ、気候変動に対処しEUのエネルギーを保障する重要な要素であるとしている。もちろん、この選択は各構成国に委ねられていることから、原子力エネルギー利用を推進しようとする国、採用しない国、代替エネルギーが確保可能になるまで過渡的に利用しようという国など、国によって方針はさまざまである。しかし、これまで、1979年の米国スリーマイル・アイランド原発の事故や1986年の旧ソビエト連邦のチェルノブイリ原発の事故を契機に、一旦は廃止、あるいは縮小などの傾向を見せていた原子力エネルギー利用を、再度見直す国々も出てきている。そこでは、危険性が増す原子炉稼働期限の引き延ばし、あるいは、新施設の建設を計画している国々も多い。具体的には、原子力の技術開発に携わっていた西欧諸国のうち、スウェーデン及びイタリアでは国民投票を行って、原発廃止を決定した経緯があるが、スウェーデンは廃止を撤回して原子炉の稼働年延長や建て替えを認め、イタリアでは原発を撤廃してから20年経った現在、再び新たな原子炉10基の建設を計画している。ドイツにおいては、2002年の原子力法改正にて脱原発を一旦は決めたが、2009年に政権交代があり、新連立政権の連立協定において、原子力発電は再生可能エネルギーによって確実に代替可能となるまでの過渡的技術であると位置づけ、原発の新規建設禁止は明言しているものの原子炉の

(11) European Commission, *EU action against climate change -Leading global action to 2020 and beyond*, Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities, 2009, pp.5-8.

<http://www.deljpn.ec.europa.eu/data/current/eu_action_against_climate_change.pdf>

(12) “Decision No 406/2009/EC of the European Parliament and of the Council of 23 April 2009 on the effort of Member States to reduce their greenhouse gas emissions to meet the Community’s greenhouse gas emission reduction commitments up to 2020,” *Official Journal of the European Union*, L140, 5.6.2009, pp.136-148.

<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:140:0136:0148:EN:PDF>>

(13) “Directive 2009/28/EC of the European Parliament and of the Council of 23 April 2009 on the promotion of the use of energy from renewable sources and amending and subsequently repealing Directives 2001/77/EC and 2003/30/EC,” *Official Journal of the European Union*, L140, 5.6.2009, pp.16-62.

<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:140:0016:0062:EN:PDF>>

(14) *op.cit.*, (7), p.74.

稼働期間延長をとり決めている^(注15)。そのほか、一旦は否定的であった英国も方針を再転換していることなどがその例である。^(注16)

Ⅲ 原子力の安全性確保

以上のようなEUの原子力エネルギー利用の状況にあって、本章では、これを規制する安全性に係る国際条約、EUの法制度及び関連団体を紹介する。

1 EUと原子力の安全性確保に関する国際条約

EUにおける原子力の安全性確保については、その基礎をEURATOM設立条約においているが、主として国際原子力機関^(注17)(IAEA)のもとで策定された国際的な条約にEURATOMが機関として加盟し、これとの連携のもとに原子力の安全性を図っている。以下にEUが加盟している関係条約^(注18)を挙げる。

(1) 原子力の安全に関する条約^(注19)

旧ソ連等の原子力発電所の安全性の懸念から、国際的に原子力発電所の安全性を確保することを目的として策定された条約である。

1994年にIAEAにて採択され、1996年10月に発効した。現在、66か国とEURATOMが加盟している(2010年3月18日現在)。EURATOMは国際機関として2000年1月31日に受諾書を寄託し、発効は同年4月30日であった。

(2) 核物質の防護に関する条約^(注20)

この条約は、平和目的利用のための核物質の国際輸送に適用される防護に関するもので、IAEAにて1979年に採択され、1987年2月に発効した。現在、141か国とEURATOMが加盟している(2009年9月7日現在)。この条約は核物質防護の分野において唯一国際的に法的な拘束力を持つものであり、防止、検知に関する措置及び核物質に関する違反の罰則を規定している。EURATOMが条約に署名したのは1980年6月13日、正式な加盟は1991年9月6日となっている。2000年にパキスタンが条約加盟するに際し第2条第2項(国内への適用)を留保したのに対して、翌年、EURATOMを代表して欧州委員会は抗議書をIAEAに寄託^(注21)している。

なお、2005年7月にこの条約の改正のための外交会議が開催され、対象を国内における使用、貯蔵、輸送及び原子力施設に拡大して適用

(15) 本号、山口和人「ドイツの脱原発政策のゆくえ」参照。

(16) 植月献二「原子力と安全性—EU 枠組み指令：その背景と意味」『外国の立法』242号、2009.12, pp.4-10.に概要を、各国の状況についてはpp.25-37の「別表：EU各構成国における原子力利用の状況及び動向」に紹介した。
<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/242/024201.pdf>>

(17) IAEA: International Atomic Energy Agency. ホームページ <<http://www.iaea.org/index.html>>

(18) 原子力の安全に関する条約は当号の特集の概論で既に紹介しており、本稿では若干記述を変えてはいるが基本的に重複している。

(19) INFCIRC/449: “Convention on Nuclear Safety,” IAEA, 5 July 1994.

<<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infcircs/Others/inf449.shtml>>

(20) INFCIRC/274/Rev.1: “Convention on the Physical Protection of Nuclear Material,” IAEA, May 1980.

<<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infcircs/Others/inf274r1.shtml>>

(21) COM/2001/0583 final: “Proposal for a Council Decision on objection to be made on behalf of the European Atomic Energy Community to a reservation formulated by the Islamic Republic of Pakistan at the time of its accession to the Convention on the Physical Protection of Nuclear Material,”

<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52001PC0583:EN:HTML>>

し、さらに盗難あるいは密輸などにおいて迅速な協力を行うなどの改正案が採択された。これは締結国の3分の2の批准をもって発効することになっているが、2009年10月現在での批准国は33か国で、まだ条件を満たしていない。

(3) 原子力事故関連の2つの条約

1986年に発生したチェルノブイリ事故を背景に、原子力事故が発生した際に、その拡大を防止することを目的として成立した2つの条約である。

(i) 原子力事故の早期通報に関する条約^(注22)

国境を越えた影響が想定される原子力事故が発生した際に、早期に事故に関する情報を周知することにより、被害を最小限にとどめることを目的とした条約である。1986年10月に発効した。現在、102か国、4国際機関が加盟しており(2009年10月30日現在)、EURATOMの加盟は2006年11月14日である。

(ii) 原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約^(注23)

原子力事故発生時の援助の国際的枠組みを定めている。1987年2月に発効した。現在、102か国、4国際機関が加盟しており(2009年10月30日現在)、EURATOMの加盟は2006年11月14日である。

(4) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約^(注24)

使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の安全

に関する枠組みを定めている。1997年9月にIAEA総会にて採択され、2001年6月18日に発効した。現在、53か国とEURATOMが条約に加盟している(2010年2月23日現在)。EURATOMの加盟は2005年10月4日である。

2 原子力の安全性確保に関する法制度の紹介

本稿における原子力の安全性確保の課題は主として原子力発電に係る放射線からの防護とした。その前提として核拡散防止及び目的外使用の防止として盗難対策なども必要であるが、ここでの主たる説明対象からは外す。そこで、本節ではEUが各構成国に対して定めている安全性に係る主要法制を、大きく2つの項目に分けて紹介する。ひとつは、原子力施設の管理及び放射線の防護の問題などを扱うものであり、もうひとつは、放射性廃棄物処理及び施設廃止措置など、原子力発電に必要な一連の活動の結果生じる作業に関する事項を扱うものである。

(1) 原子力の安全性確保

(i) 電離放射線からの防護

「電離放射線によって引き起こされる危険から労働者及び公衆の健康を保護するための最低安全基準を定める1996年5月13日の閣僚理事會指令(96/29/Euratom)^(注25)」

これは、一般に有害な放射線源から人々を防護するための指令であるが、その放射線が人為

22) INFCIRC/335: "Convention on Early Notification of a Nuclear Accident," IAEA, 18 November 1986.

<<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infcircs/Others/infcirc335.shtml>>

23) INFCIRC/336: "Convention on Assistance in the Case of a Nuclear Accident or Radiological Emergency," IAEA, 18 November 1986.

<<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infcircs/Others/infcirc336.shtml>>

24) INFCIRC/546: "Joint Convention on the Safety of Spent Fuel Management and on the Safety of Radioactive Waste Management," IAEA, 24 December 1997.

<<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infcircs/1997/infcirc546.pdf>>

25) "Council Directive 96/29/Euratom of 13 May 1996 laying down basic safety standards for the protection of the health of workers and the general public against the dangers arising from ionizing radiation," *Official Journal*, L159, 29.6.1996, pp.1-114.

<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31996L0029:EN:HTML>>

的なものか又は自然のものかを問わず、また、施設や場所を限定することなく、これらから受ける通常の被ばく量限度などの一般に適用されるべき最低安全基準を規定したものである。原子力施設については、一般公衆や作業員の被ばく量がこの基準より可能な限り低くなるよう努めることとされている。

また、これを補完する指令として医療放射線に関する次のものがある。「医療放射線被ばくに係る電離放射線の危険に対する個人の健康保護に関して定め、84/466/EURATOM 指令を廃止する 1997 年 6 月 30 日の閣僚理事会指令^(注26) (97/43/Euratom)」

(ii) 原子力施設の安全性確保

原子力発電所等での事故の隣国に及ぼす影響は大きい、EU のように多くの国々が隣接している地域では大きな関心事である。2000 年 5 月の時点で、環境及び持続可能な発展に関する欧州諮問フォーラム (European Consultative Forum on the Environment and Sustainable Development: ECF)^(注27) は、当時 EU 内で稼働していた 166 の商用原子炉の多くが 10 年ほどの間に稼働期限を迎えることになっており、気候変動に対応して各構成国がその期限を超えてさらに運転を続けるということにでもなれば危険が増すことは明瞭であると懸念を表明した。老朽化した施設での不具合の発生とその規模は一般的に増大するといえるが、それに加えて、2004 年には東欧諸国など 10 か国が EU に新規

加盟することになっており、そのうちの半分は原子力施設を運転していた。これらはロシア製原子炉を運転しており、安全基準の整備が喫緊の課題となってきていた。そのような時期から検討が開始され、結果的に 6 年の歳月を要して成立したのが 2009 年に公布された「原子力施設の原子力の安全性確保のための欧州共同体枠組みを制定する 2009 年 6 月 25 日の閣僚理事会指令 (2009/71/Euratom)^(注29)」である。この指令は、先に紹介した 96/29/Euratom 指令が一般的な放射線防護の指令であるのに対し、原子力施設に特化して安全性を確保するための枠組みを決めたものである。特に記すべき点としては、各構成国に対し、安全性に関する国内管轄統制機関を確保し、これを、原子力推進や電力関係者などの外圧から独立したところに確保することを各構成国に義務付けていることである。この指令については別途、第四章において内容を紹介する。

(iii) その他の関係法制

・非 EU 諸国との原子力安全に係る協力

「原子力安全協力のための規則を定める 2007 年 2 月 19 日の閣僚理事会規則 (Euratom) No 300/2007^(注30)」

この規則は欧州共同体が、EU 外諸国において、原子力安全、放射線防護及び核物質保護の手段が効果的に適用されるよう財政的支援を行うことを規定するものである。適用期間は 2007 年から 2013 年までで、総額 5 億 2400 万

26) “Council Directive 97/43/EURATOM of 30 June 1997 on health protection of individuals against the dangers of ionizing radiation in relation to medical exposure, and repealing Directive 84/466/Euratom,” *Official Journal*, L180, 9.7.1997, pp.22-27.

<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31997L0043:EN:HTML>>

27) 欧州委員会に提言を行うために 1993 年に設置された組織。

28) “EU Commission urged to act on nuclear safety,” *ENDS Europe*, 19 May 2000.

29) *op.cit.*, (1)

30) “Council Regulation (Euratom) No 300/2007 of 19 February 2007 establishing an Instrument for Nuclear Safety Cooperation,” *Official Journal of the European Union*, L81, 22.3.2007, pp.1-10.

<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2007:081:0001:0010:EN:PDF>>

ユーロを見込んでいる。EUは、この規則制定までは、TACISという東欧及び中央アジアの民主化と市場経済への移行を支援するプログラム（2000年～2006年）の中で、原子力安全に関して域外の国々に対する支援を行ってきている。これは主として中欧・東欧地域と旧ソビエト連邦を対象としていた。

・不適切な管理の下にある高放射性物質等の規制

「封入された高放射性物質及び所有者不明なそれらの管理に関する2003年12月22日の閣僚理事会指令2003/122/Euratom」^(注31)

この指令は原子力発電などを対象としているわけではないが、96/29/Euratomで定める一般的なレベルを超える高放射性物質について、不適切に管理されているものや責任の所在が不明なものを、具体的な要件を定めてEU各構成国における調和のとれた管理の下に置くことによって公衆や労働者を放射線から防護することを目的としている。

・放射能レベルの監視

EURATOM設立条約の第35～38条において、EU各構成国は大気、水系及び土壌における放射能レベルを監視する設備を設置し、^(注32) 基礎的な基準に準拠しなければならないことが定め

られている。また、欧州委員会にはそれらの設備にアクセスし、効果的に機能しているかを検証する権利が認められている。2004年から2007年の間に、問題の施設や新規加盟国などを優先に、欧州委員会は25回の検証を全てのEU構成国について行っている（「大気、水及び土壌における放射能レベルの監視のための設備の運転及び効率性の検証—報告1990-2007」^(注33)）

・放射線緊急事態における周知

「放射線緊急事態発生時において採るべき健康防護措置及び事態への対応手順を公衆に周知することに関する1989年11月27日の閣僚理事会決定89/618/Euratom」^(注34)

この決定は、各構成国に対し、放射線に関する緊急事態発生時において公衆に対して採るべき健康保護措置とその手順を周知する義務を課している。

(2) 使用済燃料及び放射性廃棄物処理

この分野に関するEU法はまだ不備であるが、1992年に制定され、2006年に大きく改定された「放射性廃棄物及び使用済燃料の輸送の監督及び管理に関する指令」^(注35)がある。これは、廃棄処理目的の輸送を対象とした規制を設けているものであって、そのほかの利用を目的とした再処理のための輸送は対象外である。

(31) “Council Directive 2003/122/Euratom of 22 December 2003 on the control of high-activity sealed radioactive sources and orphan sources,” *Official Journal of the European Union*, L346 31.12.2003, pp.57-64.

<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2003:346:0057:0064:EN:PDF>>

(32) これは前掲注(25)に規定されている。

(33) COM (2007) 847 final (not published in the Official Journal): “Communication from the Commission of 20 December 2007: Application of Article 35 of the Euratom Treaty. Verification of the operation and efficiency of facilities for continuous monitoring of the level of radioactivity in the air, water and soil Report 1990-2007.”

<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2007:0847:FIN:EN:PDF>>

(34) “Council Directive 89/618/Euratom of 27 November 1989 on informing the general public about health protection measures to be applied and steps to be taken in the event of a radiological emergency,” *Official Journal*, L357, 7.12.1989, pp.31-34.

<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31989L0618:EN:HTML>>

(35) “Council Directive 2006/117/Euratom of 20 November 2006 on the supervision and control of shipments of radioactive waste and spent fuel,” *Official Journal of the European Union*, L337, 5.12.2006, pp.21-32.

<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2006:337:0021:0032:EN:PDF>>

使用済燃料及び放射性廃棄物処理に関するこのほかの法制度は、まだ制定過程段階であるので、これについては、別章を設けることとし、第V章にて、EUにおけるその具体的な状況を解説する。

3 原子力安全関連団体

EUにおいては、欧州委員会の原子力安全のための活動や法制度の検討の支援を行うグループや組織がいくつか立ちあげられている。それらの主だったものを以下に紹介しておく。

・欧州原子力安全規制者グループ (ENSREG)^(注36)

上記の原子力施設の安全性確保のための枠組指令を検討するために、欧州委員会は、原子力の安全性及び廃棄物管理に関する欧州専門家グループ (European High Level Group on Nuclear Safety and Waste Management (HLG)) を2007年7月に設置した。これは、のちに欧州原子力安全規制者グループと呼ばれるようになった。最初の報告書が2009年7月に閣僚理事会に提出されているがこれについては第V章で触れる。

・規制支援管理グループ (RAMG)

非EU諸国との原子力安全に係る協力活動を支援している規制支援管理グループ (Regulatory Assistance Management Group: RAMG) である。EU各構成国の規制機関やENSREGのメンバーなど16名からなり、支援対象の受益国の原子力及び放射線の安全性に必要な規制の構成要素を定義することによって欧州委員会を支援している。

・欧州原子力エネルギーフォーラム (ENEF)^(注37)

これは、原子力施設の安全性確保のための枠組指令の論議に並行して、欧州委員会の主導によって、原子力エネルギー利用の可能性と危険性について、利害関係者の広汎かつ透明な議論の場を提供するために2007年から開かれているフォーラムである。チェコ及びスロバキア両政府がホストとなり、欧州委員会の主催によって開かれている。しかし、これに参加したNGOからは、同フォーラムの構成員は環境団体の代表を2%含むだけで、その実体は原子力推進の業界や政府関係者が構成員の圧倒的多数を占めており批判的な意見が反映されることがない、と指摘されている^(注38)。

・ユーロセーフ (Eurosafes)^(注39)

これは欧州における原子力安全の技術的経験を集約しようと1999年に立ち上げられた事業で、フォーラム、雑誌、ウェブサイトを通じて活動が行われている。運営は欧州の7つの原子力及び放射線防護機関^(注39)によって行われている。毎年11月に、それら機関、研究所、電力会社、企業、関係当局及びNGOの代表が集まってフォーラムが開催される。

・西欧原子力規制者会議 (WENRA)^(注40)

これはEUの組織ではないが、影響力のある西欧17か国の原子力規制機関の代表によって構成されている非政府の機関である。1999年に発足し、構成国は、ベルギー、ブルガリア、チェコ、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、イタリア、リトアニア、オランダ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイ

³⁶⁾ European Nuclear Safety Regulators Group: ENSREG <<http://www.ensreg.eu/>>

³⁷⁾ European Nuclear Energy Forum: ENEF <http://ec.europa.eu/energy/nuclear/forum/forum_en.htm>

³⁸⁾ The Greens/EFA in the European Parliament, "European Nuclear Energy Forum: Greens back NGO walkout of ENEF meeting," Press Releases, 29.05.2009.

<http://www.greens-efa.org/cms/pressreleases/dok/287/287784.european_nuclear_energy_forum@en.htm>

³⁹⁾ Bel V (Belgium), CSN (Spain), GRS (Germany), HSE (United Kingdom), IRSN (France), SSM (Sweden), ÚJV (Czech Republic), VTT (Finland) の7機関である。<<http://www.eurosafes-forum.org/>>

⁴⁰⁾ Western European Nuclear Regulators' Association: WENRA <<http://www.wenra.org/extra/pod/>>

ン、スウェーデン、スイス、英国である。安全性に関して採られている様々な方法の現状分析やIAEAの安全基準と各構成国の規制方法との比較を行い、2006年1月に「WENRAの各国における原子炉安全性の調和」という安全性の参照基準に関する報告書を刊行した。^(注41)

IV 原子力安全性確保枠組指令

2009年7月2日、EUは、前述した「原子力施設の原子力の安全性確保のための欧州共同体枠組みを制定する2009年6月25日の閣僚理事会指令(2009/71/EURATOM)」^(注42)を公布し、20日後に施行した。この指令は、原子力利用における安全性を確保するためのEUとしての枠組みを制定し、これに従った国内法を各構成国に策定させるものである。ここでいう「原子力の安全性確保」とは、原子力施設において適切な運転条件の達成、事故防止及び事故影響の軽減によって、これらに起因する放射線から労働者及び公衆を保護することである。

これについては『外国の立法』242号において、筆者が制定に至る背景・経緯及び指令の全訳を掲載した。^(注43)その中で詳述したので、ここで繰り返すことは避けるが、この指令成立の経緯においては、原子力の安全性を最大限に追求する観点から見れば、その効果に疑問を残す妥協の産物であったといえる。242号掲載記事においては背景・経緯に重きをおいたことにより最終決定された指令の内容については簡単にしか紹介していないため、本章では、これを補足す

るものとして、以下にこの指令を要約して紹介する。

この指令の構成は、以下のようになっており、全12条の簡潔なものである。

第1章 目的、定義、及び、適用範囲

第1条 目的

第2条 適用範囲

第3条 定義

第2章 義務

第4条 立法、規制及び組織的な枠組み

第5条 管轄規制機関

第6条 許可証保有者

第7条 原子力の安全性確保のための専門的知識及び技術

第8条 公衆への通知

第9条 報告

第3章 最終規定

第10条 国内法への導入

第11条 発効

第12条 指令の宛先

以下に、各章の概要を紹介する。

【第1章】

指令の目的は、原子力の安全性確保及びその規制の継続的な向上を維持及び促進するための欧州共同体の枠組みを制定し、各構成国にこれに沿った適切な国内計画を策定させることとしている。その適用範囲は、あらゆる民生用原子力施設としており、核燃料濃縮施設、核燃料製

(41) “Harmonization of Reactor Safety in WENRA Countries,” WENRA Reactor Harmonization Working Group, January 2006.

<http://www.wenra.org/dynamaster/file_archive/060116/b8c660648ecc1fd66a0280b7d0ccd05b/RHWG%20Harmonization%20Report%20Final.pdf>

(42) *op.cit.*, (1)

(43) 植月 前掲注(16); 植月 献二「原子力施設の原子力の安全性確保のための欧州共同体枠組みを制定する2009年6月25日の閣僚理事会指令(2009/71/EURATOM)」『外国の立法』242号, 2009.12, pp.38-43.

<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/242/024201.pdf>>

造施設、原子力発電所、再処理施設、研究炉施設、使用済燃料貯蔵施設を対象としている。

【第2章】

ここでは各構成国の義務について規定している。各構成国は、原子力施設の安全性確保に必要な責務を割り当て、機関間の調整を規定する制度的及び組織的な国家的枠組みを構築し維持しなければならない。そして、この分野における管轄規制機関を設立しこれを維持しなければならないが、当該機関が規制に係る決定を行うに際しては、不当な影響力から独立していることを保証しなければならないとしている。すなわち、電力生産、原子力エネルギー推進、あるいはこれらの利用に関わる他のいかなる機関又は組織からもこれが機能的に分離されていることを求めた上で、必要な法的権限、人的及び財政的資源が確実に当該機関に供与されるようにしなければならない。その権限と資源とは、原子力施設の用地選定、設計、建設、試運転及び運転又は廃止・解体・除染の責務についてその認可を受けて施設を運転する者に対して、定められた条項に準拠させるための、そして、規制評価及び査察を通じてこれらへの準拠を確認し、必要に応じて原子力施設の運転停止を含む規制の強制行動を行うためのものである。

また、ここでは、原子力施設の原子力の安全性確保の主要な責務は認可を受けた事業者、すなわち許可証保有者にあることを明確に定めている。許可証保有者は、管轄規制機関の監督の下で、原子力施設の安全性確保について定期的な評価及び確認を体系的かつ実証可能な方法により行う義務を課されている。

各構成国は、これらの安全性確保に係る許可証保有者の責務が確実に履行されるように、国家的枠組みを構築して、許可証保有者が適切な財政的及び人的資源を供給し維持するよう義務付けなければならない。そのためにも、各構成国は、安全性確保に関する専門的知識及び技術

を維持し発展させるための教育及び訓練がなされるようにしなければならない。

さらに、各構成国は、原子力の安全性確保に関する情報を、誰でも入手可能であるように透明性を図ることとされており、管轄規制機関においても、その権限において公衆に周知しなければならない。そして、各構成国は、欧州委員会に対し報告を行う義務を課されており、2014年7月22日までに第1回目の報告を行い、それ以降は「原子力の安全に関する条約」に従って行われる検討会合及び報告の周期を利用して3年毎に、この指令の実施に関する報告を提出しなければならない。

なお、各構成国は、最低10年毎に、その国家的枠組み及び管轄規制機関に対する定期的な自己評価を行い、また、これに対する国際的な評価を受けるべきものとされ、その結果については各構成国及び欧州委員会に報告されるものとしている。

【第3章】

最終規定の章である。これは、この指令の各構成国の国内法への置き換え等について規定しており、各構成国は、2011年7月22日までに、本指令に準拠した必要な法律、規則及び行政命令を施行し、欧州委員会に報告する旨を定めている。

以上がこの指令の要約であるが、2002年に最初に提案された原案やそれ以降の欧州委員会の修正案などと比較すれば、拘束的な条項が次々にそぎ落とされて、その結果、以上のように簡素なものとなっている。例えば、「EU域内において拘束力のある安全基準の策定」、「EUレベルの管轄規制機関の設立」、「欧州委員会の安全監督機関に対する査察」など、提案時点で示されていた積極的な措置の記述が削除されてしまったのである。このことは、EU各国政府、すなわち閣僚理事会の結論としては、この分野

における欧州委員会の強い関与や、EU レベルでの管轄統制を拒否したということを示している。また、次章で述べるように廃棄物処理関係の指令案もこの指令の提案時点では一括されていたが、検討から外されてしまった。

欧州委員会は、国際的に見て、一定の地域における原子力関係者による拘束力のある法的措置としてこれは最初のものだとし、事務局として指令成立の意義をたたえた。^(注44)ともあれ、安全性に関する国内管轄統制機関を外圧から独立したところに確保することを各構成国に義務付けたことは重要であり、全体の安全性に配慮する枠組みを構築しようとしていることには意義があったといえよう。

V 放射性廃棄物の処理

この章では、EU における放射性廃棄物処理に関する法制化に向けた検討状況を解説し、これまでの欧州委員会の提案、勧告及び発表という形で出したものなどを紹介する。

IAEA で採択され 2001 年に発効した「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」^(注45)と一貫性を保つために、EU においても廃棄物処理に関する法制化が必要とされていた。そこで欧州委員会は、使用済燃料及び放射性廃棄物処理に関する指令の提案を採択し、前章で述べた 2003 年に欧州委員会が出した最初

の原子力施設の安全性確保のための枠組指令案と一緒にこれを提案した。「使用済燃料及び放射性廃棄物の管理に関する指令案」^(注46)がそれである。その後、2004 年に、これに修正が加えられて「使用済燃料及び放射性廃棄物の安全な管理に関する閣僚理事会指令の修正提案」^(注47)とされた。

欧州委員会が提案したこれら指令案は、放射性廃棄物の安全管理について「汚染者の経費負担」を原則とし、各構成国に対し放射性廃棄物を管理する要件を規定し、管轄機関を設置又は指定して権限と資源を担保するものであった。また、各構成国は管理計画を立てるものとし、欧州委員会に対する報告義務が課されている。特にこの提案には重要な点が 2 つあった。ひとつは原子炉の廃棄について、財政面での透明性を図り、国内法の枠組みを作り、安全かつ確実に原子力施設の廃止措置を実現することであり、もうひとつは、その責務の履行報告を各構成国が欧州委員会に提出し精査を受けなければならないとしたことで、構成国に対して欧州委員会の関与を明確に示したということであった。

この提案は欧州経済社会評議会、閣僚理事会及び欧州議会で議論されたが、さまざまな立場から批判を受け、結局、2009 年の原子力施設の安全性確保のための枠組指令の採択に至る検討からこの部分は外されることになった。^(注48)そし

(44) European Commission, “The EU establishes a common binding framework on nuclear safety,” *Press Releases Rapid*, IP/09/1039, Brussels, 25 June 2009.

<<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/09/1039&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=ja>>

(45) *op.cit.*, (24)

(46) COM/2003/0032 final - CNS 2003/0022, 30.1. 2003: “Proposal for a Council Directive (Euratom) on the management of spent nuclear fuel and radioactive waste,” pp.26-51.

<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2003:0032:FIN:EN:PDF>>

(47) COM/2004/526 final - CNS 2003/0022 : “Amended proposal for a Council Directive (Euratom) on the safe management of the spent nuclear fuel and radioactive waste,” pp.15-24.

<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2004:0526:FIN:EN:PDF>>

て、これは70人の各構成国の専門家からなる、原子力の安全性確保に関する閣僚理事会の作業部会(The Council Working Party on Nuclear Safety: WPNS)の検討に委ねられることになる。

一方、欧州委員会は、この検討経過を踏まえて、2006年10月24日にひとつの勧告を出した。タイトルは、「原子力施設の廃止措置、使用済燃料及び放射性廃棄物のための財源管理に関する勧告」^(注49)である。法制化するまではまだ年月がかかるので、とりあえず勧告という形で出したほうが良いと欧州委員会が判断したと見ることができる。したがって、勧告というその性格から、構成国はこれに拘束されることはない。しかし、この時点で148基稼働していたEUの原子炉の約3分の1が2025年までには稼働寿命を終えて廃炉になるという状況があり、発電を終えれば経費のみを要し、期間も長く要するものであるだけに、EUでは各構成国におけるその財源的保証に関する危惧は大きいものであった。^(注50)この勧告は、施設別かつ目的別の財源を確保するという基本的考え方が示された重要なものであり、本稿では参考までにこの勧告を末尾に訳出しておく。

さて、法制化に係る文書として目に見える形のもの以上となるが、その後の放射性廃棄物等の管理に関する法制化の状況についてももう少し補足しておきたい。

閣僚理事会は2009年1月7日に「使用済燃料及び放射性廃棄物の管理に関する閣僚理事会^(注51)決議」を出しており、各構成国は、自国のこの分野について責任を持ち、全ての種類の放射性廃棄物についてそれらを把握し、研究に基づいた解決方法を策定し、長期計画及び実施スケジュールを立て、経費及び資金調達方法の評価を行うこと、規制枠組み及び政策決定プロセスを明らかにし、計画については公表し定期的に見直すなどの原則について合意したとしている。

2007年7月に設立されたENSREG、これは、原子力施設の安全性確保のための枠組指令を検討するために、原子力の安全性確保及び廃棄物管理に関する欧州原子力安全規制者グループとして欧州委員会が設置した技術者グループであるが、その最初の報告書^(注52)が2009年7月に閣僚理事会に提出された。これを受けて、2009年11月10日、閣僚理事会は各構成国の原子力安全規制機関、ENSREGに参加する規制及び管

48) この過程については、植月 前掲注16), pp.11-14. に詳述した。

49) 2006/851/Euratom: “COMMISSION RECOMMENDATION of 24 October 2006 on the management of financial resources for the decommissioning of nuclear installations, spent fuel and radioactive waste” EU 官報 L330, 28.11.2006, pp. 31-35. 関係する欧州委員会のコミュニケーションとして次のものがある。COM (2007) 794 final: “Communication from the Commission to the European Parliament and the Council of 12 December 2007 - Second Report on the use of financial resources earmarked for the decommissioning of nuclear installations, spent fuel and radioactive waste”
<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2007:0794:FIN:EN:PDF>>

50) European Commission, “Commission adopts a recommendation on the efficient use of nuclear decommissioning funds,” *Press Releases Rapid*, IP/06/1466, 24 October 2006.
<<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/1466&type=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>>

51) 17438/1/08 REV 1: “Council Resolution on Spent Fuel and Radioactive Waste Management,” Council of the European Union, 7 January 2009.
<<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/08/st17/st17438-re01.en08.pdf>>

52) European Nuclear Safety Regulators Group, *Report of the European Nuclear Safety Regulators Group*, July 2009. <http://ec.europa.eu/energy/nuclear/ensreg/doc/2009_ensreg_report.pdf>

理団体機関に対して、ENSREGにおける協力活動を継続し、使用済燃料及び放射性廃棄物の安全管理に関する合意形成を進め、欧州委員会に拘束力のある法制度の提案を行うように要請すると発表^(注53)した。

さらに、2010年3月8日、パリにおいて開催されたOECDの民生用原子力発電に関する会合にて、欧州委員会のバローゾ委員長は、欧州委員会は年末までに核廃棄物処理に関する法制度の提案を行うと演説し、それは廃棄物管理の基準を規定し、すべての構成国が順守すべきもので、いずれ世界の原子力施設が適用する安全基準^(注54)にしていきたいと述べた。

おわりに

2009年12月1日にリスボン条約が発効し、EU統合の強化が進んでいる。しかし、経済、社会、政治等の統合が進むなかで、原子力政策は、各構成国の違いが顕著であり、また、他国に与える影響も大きい可能性があるという特異な領域である。

そもそも原発は一朝一夕に構築されるものではない。環境調査から建設、運転までに10年

程度は要する。もちろん、これはノウハウがあった上で可能なことであるが、物的、人的資源と時間と研究の継続と蓄積がなければこの領域の開発と運営・維持は現実的に不可能であり、その安全性を保証することも困難である。したがって、その蓄積がある国々にとってはこれを推進することはエネルギーのひとつの選択でもあり、産業振興のひとつとされることもある。そして、その安全性は自国の裨益と見合う天秤の上で判断する要素となる。しかし、これを持っていない国々、あるいは持たないと決意している国々にとってみればやはりひとつの脅威である。例えば、川を隔てて隣国の原子力施設がある場合など、顕在・潜在を問わず、その持つ危険性への危惧に対しては、国境という人間が便宜的に引いた線などは何の意味も持たない。欧州という地域において、この分野の安全性への課題の認識は共有されつつあるともいえるが、多くの原発新興国が世界的に現われている今日、その課題は地球全体が共有すべき時代に入ってきている。

(うえつき けんじ・専門調査員)

53) “Council conclusions on the report by the European Nuclear Safety Regulators Group,” Council of the European Union : 2972nd ECONOMIC and FINANCIAL AFFAIRS, 10 November 2009.

<http://www.se2009.eu/polopoly_fs/1.22765!menu/standard/file/CC%20European%20Nuclear.pdf>

54) “José Manuel Durão Barroso Président de la Commission européenne ENERGIE NUCLEAIRE CIVILE: UNE QUESTION FONDAMENTALE POUR LA COMMUNAUTE INTERNATIONALE Conférence internationale sur l'accès à l'énergie nucléaire civile Paris, 8 mars 2010,” SPEECH/10/76.

<<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=SPEECH/10/76>>

原子力施設の廃止措置並びに使用済燃料及び放射性廃棄物のための財源管理に関する 2006 年 10 月 24 日の欧州委員会勧告(2006/851/Euratom) (抄)

COMMISSION RECOMMENDATION of 24 October 2006

on the management of financial resources for the decommissioning of nuclear installations,
spent fuel and radioactive waste

(2006/851/Euratom)

植月 献二訳

[前文]

第 1 項 目的

第 2 項 定義

第 3 項 原子力施設の廃止措置

第 4 項 制度的及び手続き的側面

第 5 項 廃止措置基金

第 6 項 廃止措置経費の見積もり

第 7 項 廃止措置基金の運用

置を扱う全ての活動で、原子力施設を放射性物質の制約から解放するものをいう。

(b) 「廃止措置基金」とは、原子力施設の廃止措置に必要な経費を賄う目的に特化された財源形態をいう。

(c) 「外部廃止措置基金」とは、基金の拠出者から独立し、これを目的とする団体が独自の決定によって管理する廃止措置基金をいう。

(d) 「内部廃止措置基金」とは、操業者によって管理される廃止措置基金をいう。

(e) 「分離廃止措置基金」とは、内部あるいは外部にかかわらず、廃止措置基金として分離特定されているものをいう。

(f) 「操業者」とは、原子力施設を操業し、原子力安全に関して一義的責任を負う法人をいう。

(g) 「原子力施設」とは、そこにおいて放射性物質が生産、処理、利用、操作、貯蔵又は廃棄されるあらゆる民間の施設並びにその土地、建物及び設備をいう。

[前文]

欧州共同体の欧州委員会は、欧州原子力共同体設立条約、特にその第 124 条に鑑み、

次の事項に鑑み、

(1)～(25)省略

本勧告を採択した。

第 1 項 目的

欧州原子力共同体設立条約（以下「条約」という。）の安全性に関する目的に照らし、この勧告は、予定された時期における原子力施設の廃止措置の活動のための、及び、使用済燃料及び放射性廃棄物の管理のための適切な財源を確実に得るための手段を提案する。

第 2 項 定義

この勧告において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(a) 「廃止措置」とは、原子力施設（除染、分解、解体）及び廃棄物の管理（放射性廃棄物及び使用済燃料の管理と廃棄）の技術的な廃止措

第 3 項 原子力施設の廃止措置

1. あらゆる原子力施設は、完全に閉鎖された後に廃止措置が行われ、廃棄物管理が適切に行われるべきである。

2. 廃止措置の作業は、作業員及び一般公衆の健康及び安全に対して危険性を与えることなしに行われるべきである。

3. 原子力施設の廃止措置には、一貫した汚染者賠償原則が適用されるべきである。その観点から、原子力施設の完全閉鎖の時までに、

その廃止措置を行うための適切な財源を確保しておくことについて原子力施設の操業者は、第一義的関心を有するべきである。

4. 確保する財源は、施設の技術的廃炉措置から廃棄物管理に至る廃炉措置活動の全ての面を網羅すべきである。

第4項 制度的及び手続き的側面

5. 条約第41条の規定及びその実施に係る諸規則^(注1)に抵触することなく、新規原子力施設建設に関する第41条が規定するとおり、当該事業に携わる者は廃止措置基金体制計画^(注2)について欧州委員会に報告すべきである。

提案された廃止措置基金体制の点検を行うに際し、欧州委員会は、条約第44条の要件にしたがって、廃止措置基金グループ^(注2)に諮問する。

6. 基金管理及び廃止措置費用に関する事柄に専門的判断を下す能力のある国家機構(national body)が現時点で存在していない場合には、各構成国はこれを設立又は指定すべきである。この団体は基金の提供者とは依存関係のないものであるべきである。

その国家機構は積立資金を毎年点検し、定期的に、少なくとも5年毎に、廃止措置の費用見積もりを見直すべきである。費用見積もり及び積立資金との不足分については早期に対応すべきである。各構成国は、欧州委員会にこの国家機構に関する進捗状況について毎年報告を行うべきである。

第5項 廃止措置基金

7. 原子力施設は、それらが設計された耐用期間の間に行う活動によって得られる収益を原資として適切な廃止措置基金を設立すべきである。
8. 慎重な運用を適切に管理する分離基金は全ての原子力施設にとって優先的選択肢であるべきである。この勧告において提示したその国家機構の点検は基金の適切な管理及び運用を保証することにおいて重要な役割を果たすはずである。
9. 新規の原子力施設は、慎重な運用を適切に管理する分離廃止措置基金を設立すべきである。

第6項 廃止措置経費の見積もり

10. 積み立てた廃止措置基金の使用目的の相違に鑑み、施設の技術的廃止措置及び廃棄物管理の双方については、経費の計算を分けることによって、別に処理すべきである。
11. 適正な財源を確実に準備するために、経費計算は実現可能な選択肢に基づくべきであり、また、外部監視及びこの勧告において示した国家機構の同意を受けらるべきである。
12. 全ての経費の見積もりは、個別に場所を特定して行い、また、得られる見積もりとして最上のものであるべきである。
13. 廃止措置事業の実施期間中に、承認された見積もり以上に経費がかかることが判明した場合には、その操業者が追加経費を負担すべきである。この観点は、操業者がその原子力施設の耐用期間を期間内とするか、

(1) “Council Regulation (Euratom) No 2587/1999 of 2 December 1999 defining the investment projects to be communicated to the Commission in accordance with Article 41 of the Treaty establishing the European Atomic Energy Community,” *Official Journal of the European Communities*, L315, 9.12.1999, p.1 ; “Commission Regulation (Euratom) No 1352/2003 of 23 July 2003 amending Regulation (EC) No 1209/2000 determining procedures for effecting the communications prescribed under Article 41 of the Treaty establishing the European Atomic Energy Community,” *Official Journal of the European Union*, L192, 31.7.2003, p.15.

(2) 訳者注：原文は the Decommissioning Funding Group。

又はそれを超えて運用するように変更すべきかを綿密に検討するものとなるであろう。

14. 特別な解決法が最も適切とするような来歴上の理由のために生起する事例に対しては、細心の注意がはらわれるべきである。このような事例に応じた対処については、透明性を確保すべきであり、かつ、この勧告で提示した国家機構が全面的に関与すべきである。

第7項 廃止措置基金の運用

15. 財源は、その設立時の管理目的に限定して運用されるべきである。その意味で、透明性に充分配慮すべきである。全ての事業に関し機密事項でない情報は、公開すべきである。
16. どの特定の期間においても利潤が得られるように、資産の投資は、安全なリスクプロファイルの下にすべきである。
17. 操業者は、外部廃止措置基金の財産管理に対して何の影響力をも持たないので、これらの財源を利用すべき時までには、仮に独立した管理者による投資によってわずかな損失が生じたとしても、必要日時に確実に適正な基金が利用できるよう、投資の額は、

国家によって保証されるべきである。その場合には、その基金に対し、その投資における損失以上の補償をすべきではない。

18. 内部基金の管理に支障が生じたときは、操業者は必要に応じて適正な基金を確保することに責任を負うべきである。
19. 原子力施設の主目的が製品販売及びサービスでない場合、その施設における安全かつ時宜を得た廃止措置を行うための適正な基金が得られるように、廃止措置を適切に計画し、予算措置を講じるようにすべきである。
20. 予算編成は、この勧告で提示した国家機構の点検に付されるべきである。その国家機構が存在しないときには、構成国はとるべき措置に関する助言を欧州委員会に対して要請することができるものとする。

ブリュッセルにて、2006年10月24日。

欧州委員会のために

アンドリス・ピエバルグス

欧州委員会委員

(うえつき けんじ・専門調査員)